

令和8年度 オリジナルコンテンツ制作（IP）補助金
公募要綱

《公募期間》

令和8年6月12日(金)～7月2日(木)17:00

必要なデータをまとめ、メールにて締切日17時までにご提出ください。

本要綱及び各種申請書類等は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団クリエイティブ産業振興課
ホームページ（<https://screensapporo.jp/>）からダウンロードできます。

提出にあたっては、期限に余裕を持って提出するようお願いいたします。

《データの提出先・お問合せ先》

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

プロジェクト推進部 クリエイティブ産業振興課 山田

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 札幌市産業振興センター 1F

電話：011-817-5711（平日9:00～12:00、13:00～17:00）

Mail：info@screensapporo.jp

1 通則

一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下「財団」という。)が実施する、令和8年度オリジナルコンテンツ制作(IP)補助金(以下「補助金」という。)の公募については、この要綱に定めるところによる。

2 事業目的

本補助金の目的は、交付要綱第2条に定めるところとする。

3 定義

本要綱における用語の定義は、交付要綱第3条に定めるところとする。

4 対象事業

本補助金の対象となる事業は、交付要綱第4条に定めるところとする。

5 補助対象者の要件

補助対象者の要件は、交付要綱第5条に定めるところとする。

6 補助対象期間

交付決定日から令和9年(2027年)2月28日(日)までとする。

7 補助対象経費及び補助算定基準

この要綱による補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助対象事業の実施において支払う下表に掲げる経費であって、理事長が必要かつ相当と認める経費とする。また、補助算定基準は下表のとおりとし、補助金の上限額は、8に定めるところとして、予算の範囲内で決定する。なお、補助対象経費は、補助対象期間内に発生し、かつ支払いが完了しているものとする。

(補助対象経費/制作事業者向け)

補助対象者が負担した経費

対象経費		算定基準
施設使用料	札幌市所有施設 (貸施設・公園等)	全額
許可手数料	上記以外の施設・道路使用許可申請等	1/2
社内人件費	<p>本事業に直接的に従事する者の人件費</p> <p>※原則、就業時間内における直接作業時間を補助対象とする。</p> <p>※補助対象となる社内人件費の上限額は、補助対象経費の総額の2分の1又は200万円のいずれか低い方とする。</p> <p>(時間単価 = (基本給与月額 + 時間外手当及び交通費を除く諸手当) / 年間所定労働時間 × 12ヶ月)</p>	1/2
人件費 (外注分)	監督、演出、脚本、照明技師、録音技師、助手、カメラマン、デザイナー、ヘアメイク、スタイリスト、ロケーションコーディネーター、警備員、ドライバー、編集者、CG技術者、ゲーム制作者*1、アニメーション制作者*2、音楽家等の映像制作関係者、弁護士料(契約手続き作成等)等	1/2
謝礼費	<p>出演者、出演エキストラ、声優</p> <p><u>1人1日 上限 50,000円</u></p>	1/2
知的財産等関連費	<p>本事業の事業化に伴って必要となる著作権、特許権等の知的財産権等の登録・取得に要する弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等の知的財産権等取得に関連する経費</p> <p>※補助対象期間内に登録、出願等の手続きを完了していない場合は補助対象外とする。</p> <p>※著作権登録や特許等の出願にあたり納付する租税公課、手数料(出願料、審査請求料、特許料等)、拒絶査定に対する審査請求又は訴訟を行う場合に要する経費は補助対象外とする。</p>	1/2
機材費	機材等レンタル費、機材使用料、機材運搬費等	1/2
車両費	ロケバス・劇用車、制作車、運搬車両等レンタル費及びタクシー代等	1/2
宿泊費	<p>コンテンツ制作関係者の宿泊費</p> <p><u>1人1泊 上限 15,000円</u></p>	1/2

旅費	理事長が必要と認める区間の往復(片道)国内航空賃 <u>1人片道 上限 30,000 円</u> 理事長が必要と認める区間の往復(片道)国際航空賃 <u>1人片道 上限 150,000 円</u> 理事長が必要と認める区間の航空賃以外の旅費(電車代等) <u>1人片道 上限 30,000 円</u>	1 / 2
ローカライズ費	翻訳費、吹替費、字幕制作費	1 / 2
その他経費	(1) 撮撮影等の為に使用した車両の駐車代・高速代 (2) 撮影等に必要セットや足場の制作費 (3) 撮影等に係る保険料 (4) 撮影等で使用したインサート素材費 (5) 撮影等で使用した美術レンタル費(大道具、小道具、衣装) (6) 撮影された映像内で使用するライブラリー映像使用料 (7) 出演したエキストラへのノベルティ制作費 (8) 劇用犬やその他動物等の出演料 (9) 撮影等に係る除雪費用 (10) その他理事長が必要と認める費用	1 / 2

*本補助金における、各経費の詳細の規定については、資料2を参照すること。

*1 プロデューサー、ディレクター、プランナー、デザイナー、サウンドクリエイター、プログラマー、エンジニア、テスター等ゲーム制作に係る人件費

*2 プロデューサー、ディレクター、ライター、デザイナー、アニメーター等アニメ制作に係る人件費

備考

- 1 上記に掲げた経費のうち、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。
- 2 算定基準中「1/2」を用いて算定する場合に千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助額は、対象経費項目毎に「算定基準」を用いて算定すること。
- 4 対象経費は、交付要綱第8条第3項に定める補助金交付決定通知日から発生する経費とする。
- 5 対象経費は、事業を遂行するうえで必要かつ適切な金額と判断した経費のみ対象とする。
- 6 対象経費は、その事実を証明可能な経費のみ対象とする。
- 7 宣伝、販売・放映・公開、イベントや展示会へ出展、コンテンツの二次利用に係る費用等は、補助金経費の対象外とする。
- 8 原則請求書に基づき銀行振り込みにより支払った経費を対象とする。ただし、相手方が振込対応不可の場合等、やむを得ない場合に限り、銀行振込以外の方法による支払いについて認めるが、精算にあたっては、相手方が発行する適切な領収書のほか、理事長が指定する証憑書類を提出すること。
- 9 補助事業者名義のクレジットカード及び小切手で支払った経費は、補助対象期間内にその全額の引き落としが完了している経費のみを対象経費として認める。なお、従事したスタッフが個人のクレジットカードで支払った経費については、補助対象期間内に補助事業者とその個人間で精算が完了している経費のみを対象とし、この精算に係る振込証憑若しくはこれに準ずる証憑を提出すること。

(補助対象経費/クリエイター向け)

補助対象者が負担した経費

対象経費		算定基準
施設使用料	札幌市所有施設 (貸施設・公園等)	全額
許可手数料	上記以外の施設・道路使用許可申請等	2/3
社内人件費	<p>本事業に直接的に従事する者の人件費</p> <p>※原則、就業時間内における直接作業時間を補助対象とする。</p> <p>※補助対象となる社内人件費の上限額は、補助対象経費の総額の2分の1又は30万円のいずれか低い方とする。</p> <p>(時間単価=(基本給与月額+時間外手当及び交通費を除く諸手当)÷年間所定労働時間×12ヶ月)</p> <p>※個人事業主(代表者)自身の人件費も対象とするが、時間単価は申請時に適用される地域別最低賃金額とする。</p>	2/3
人件費(外注分)	<p>監督、演出、脚本、照明技師、録音技師、助手、カメラマン、デザイナー、ヘアメイク、スタイリスト、ロケーションコーディネーター、警備員、ドライバー、編集者、CG技術者、ゲーム制作者*1、アニメーション制作者*2、音楽家等の映像制作関係者、弁護士料(契約手続き作成等)等</p>	2/3
謝礼費	<p>出演者、出演エキストラ、声優</p> <p><u>1人1日 上限50,000円</u></p>	2/3
知的財産等関連費	<p>本事業の事業化に伴って必要となる著作権、特許権等の知的財産権等の登録・取得に要する弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等の知的財産権等取得に関連する経費</p> <p>※補助対象期間内に登録、出願等の手続きを完了していない場合は補助対象外とする。</p> <p>※著作権登録や特許等の出願にあたり納付する租税公課、手数料(出願料、審査請求料、特許料等)、拒絶査定に対する審査請求又は訴訟を行う場合に要する経費は補助対象外とする。</p>	2/3
機材費	機材等レンタル費、機材使用料、機材運搬費等	2/3
車両費	ロケバス・劇用車、制作車、運搬車両等レンタル費及びタクシー代等	2/3

宿泊費	コンテンツ制作関係者の宿泊費 <u>1人1泊 上限 15,000 円</u>	2 / 3
旅費	理事長が必要と認める区間の往復(片道)国内航空賃 <u>1人片道 上限 30,000 円</u> 理事長が必要と認める区間の往復(片道)国際航空賃 <u>1人片道 上限 150,000 円</u> 理事長が必要と認める区間の航空賃以外の旅費(電車代等) <u>1人片道 上限 30,000 円</u>	2 / 3
ローカライズ費	翻訳費、吹替費、字幕制作費	2 / 3
その他経費	(1) 撮撮影等の為に使用した車両の駐車代・高速代 (2) 撮影等に必要セットや足場の制作費 (3) 撮影等に係る保険料 (4) 撮影等で使用したインサート素材費 (5) 撮影等で使用した美術レンタル費(大道具、小道具、衣装) (6) 撮影された映像内で使用するライブラリー映像使用料 (7) 出演したエキストラへのノベルティ制作費 (8) 劇用犬やその他動物等の出演料 (9) 撮影等に係る除雪費用 (10) その他理事長がその都度必要と認める費用	2 / 3

*本補助金における、各経費の詳細の規定については、資料2を参照すること。

*1 プロデューサー、ディレクター、プランナー、デザイナー、サウンドクリエイター、プログラマー、エンジニア、テスト等ゲーム制作に係る人件費

*2 プロデューサー、ディレクター、ライター、デザイナー、アニメーター等アニメ制作に係る人件費

備考

- 1 上記に掲げた経費のうち、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。
- 2 算定基準中「2/3」を用いて算定する場合に千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助額は、対象経費の経費項目毎に「算定基準」を用いて算定すること。
- 4 対象経費は、交付要綱第8条第3項に定める補助金交付決定通知日から発生する経費とする。
- 5 対象経費は、事業を遂行するうえで必要かつ適切な金額と判断した経費のみ対象とする。
- 6 対象経費は、その事実を証明可能な経費のみ対象とする。
- 7 宣伝、販売・放映・公開、イベントや展示会への出展、コンテンツの二次利用に係る費用等は、補助金経費の対象外とする。
- 8 原則請求書に基づき銀行振り込みにより支払った経費を対象とする。ただし、相手方が振込対応不可の場合等、やむを得ない場合に限り、銀行振込以外の方法による支払いについて認めるが、精算にあたっては、相手方が発行する適切な領収書のほか、理事長が指定する証憑書類を提出すること。
- 9 補助事業者名義のクレジットカード及び小切手で支払った経費は、補助対象期間内にその全額の引き落としが完了している経費のみを対象経費として認める。なお、従事したスタッフが個人のクレジットカードで支払った経費については、補助対象期間内に補助事業者とその個人間で精算が完了している経費のみを対象とし、この精算に係る振込証憑若しくはこれに準ずる証憑を提出すること。

8 審査基準

評価項目	評価内容	配点
開発 ・ 企画力	費用の算出に妥当性があり、回収が十分に見込める収支計画が練られているか。	10 点
	収支計画に基づき、制作するコンテンツが広く一般に販売、放映、公開等される計画となっており、多くの人にコンテンツの魅力が伝わる工夫をしているか。	
	企画内容が申請者の通常業務の延長線にあるものではなく、補助金の活用先に納得感があり、それによりコンテンツまたは事業がより良いものになると感じられるか。	
制作体制 ・ 事業遂行力	コンテンツ制作の実績が十分にあるか。	10 点
	事業遂行に十分かつ無理のないスケジュールが組まれているか。	
	企画成立のため、既存の人材の育成、新たな人材の確保などが計画されているか。	
コンテンツ制作に伴い、道外企業との連携なども視野にいれた事業計画になっているか。	コンテンツ制作に伴い、道外企業との連携なども視野にいれた事業計画になっているか。	20 点
	IP 保有に関するメリットや、権利処理に関する契約の重要性を十分に理解しているか。加えて、IP 保有の為に必要な契約相手が整理されており、各所との契約内容の準備が進められているか。	
	IP 保有に関するメリットや、権利処理に関する契約の重要性を十分に理解しているか。加えて、IP 保有の為に必要な契約相手が整理されており、各所との契約内容の準備が進められているか。	
将来性	申請者が自社 IP を取得、運用することによる効果が大きいと感じるか。	10 点
	制作したコンテンツの収益化に向けた戦略的な IP ビジネスを計画しているか(販売、放映、公開等)。また、道内での消費に留まることがなく、道外や国外にも精力的に発信し、広く活用する計画になっているか。	
	制作したコンテンツの二次利用等、その後の IP ビジネス展開が具体的に想定・計画されており、かつ、実現の可能性が高いものであるか。	
コンテンツ力	消費者の関心を得るのに十分な魅力と、満足のいく消費体験を与えられるポテンシャルを持ったコンテンツに感じられるか。	20 点
	コンセプトが十分に練られており、使用するフォーマット、コンテンツジャンルが適切に選択されているか。	

	・第三者からのヒアリング、トレンド(SNSの流行等)や文献(時代考証等)の調査等を行い、それがコンテンツの魅力向上に寄与しているか。	
	独創性があり、それがコンテンツの魅力向上に寄与しているか。	
コンテンツ公開後に 予想される効果	このコンテンツを通じて、他の市内事業者がオリジナルコンテンツ活用事業に関心を持つ、あるいは意欲が湧くことを期待できるか。	10 点
	このコンテンツの認知拡大によって、道外ないし国外からの関心を集められると感じるか。	
	このコンテンツによって、申請者との連携を目的とした道外(国外)事業者の誘致を期待できるか。	
コンテンツの周知方法	周知活動の重要性を理解しており、十分に実現可能かつ効果が見込める周知計画が組まれているか。	20 点
	周知するターゲットが明確にされているか。	
	そのターゲットにマッチした広報媒体を選択している、または大衆の目に入る工夫が為されているか。	
	国内外に広く知られる工夫が為されているか。	

※申請日時時点で「札幌 SDG s 先進企業認証制度」の認証を受けている申請者には各審査委員の採点に1点を加点する。ただし、満点を付けた委員の採点には加算しない。

(1) 制作事業者による補助対象事業の1件当たりの補助金の上限額は、次に定めるところとして予算の範囲内で決定する。

ア オリジナルコンテンツ制作(I P)補助金交付審査委員会(以下、「審査」という)において、全ての委員が70点以上の採点をしたもの 1件当たり500万円

イ 審査において、全ての委員が60点以上の採点をしたもの 1件当たり300万円

ウ 審査において、合計得点が満点の60%以上を満たしたもの 1件当たり200万円

(2) クリエイターによる補助対象事業の1件当たりの補助金の上限額は30万円とし、審査において、合計得点が満点の60%以上を満たしたものについて、予算の範囲内で決定する。

9 申請書類

この要綱により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、理事長が指定する期間までに、下表の各様式の書類と添付資料を揃えて理事長に申請しなければならない。また、申請書類はクリエイティブ産業振興課ホームページよりダウンロードし使用すること。

提出書類	制作事業者	クリエイター
(1) 補助金対象事業者指定申請書(*1)	○様式1	○様式1
(2) 誓約書兼同意書(*1)	○様式2	○様式2
(3) 申請者の定款又はこれに類する規約	○	○(*2)
(4) 申請者の札幌市税の納税証明書(指名願用)(発行後3ヶ月以内)	○	○
(5) スケジュール(制作・撮影・編集等)	○	○

(6) スタッフの一覧（制作・撮影・編集等）	○	○
(7) 経費内訳書(*1) なお、社内人件費を補助対象経費に含む場合は、社内人件費の時給単価算出表（別紙1-3）も提出すること。	○別紙1-1	○別紙1-2
(8) 収支計画表	○	○
(9) コンテンツ内容の企画書	○	○
(10) 制作するコンテンツに、補助対象者以外の著作権・肖像権・映像音声二次使用等の諸権利が含まれている場合は、権利使用についての処理を適切に行っていることが確認できる書類の写し（使用許諾契約書等）(*3)	○	○
(11) その他理事長がその都度必要と認める書類	○	○

(*1) 財団が指定する所定の様式を使用し提出するもの。

(*2) クリエイターの場合、開業届け控えの写し及び直近の確定申告書の写しを提出すること。

(*3) 申請時に契約等が完了していない場合は案を提出し、契約等の完了後速やかに写しを提出すること。

10 スケジュール

①	<p>公募期間／令和8年6月12日（金）～令和8年7月2日（木）17：00 締切</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前項9に記載した申請書類を全て揃えて提出すること。 ・提出は、すべての書類データをメールにて送付すること。 ・提出書類に不備・不足がある場合は提出を受け付けない。ただし、提出後に軽微な不備・不足が発覚し、公募期間内に訂正可能な場合は再提出を受け付ける。 <p>※送付先メールアドレスは本要綱12に記載の通り</p>
②	<p>審査会の通知／令和8年7月3日（金）～7月7日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての申請者に対し、上記日程の間に審査会についての通知を行う。
③	<p>審査会の実施</p> <p>(1) クリエイター向け（書面審査） 令和8年7月14日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は申請者に別途連絡する。 <p>(2) 制作事業者向け（プレゼンテーション審査） 令和8年7月14日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は申請者に別途連絡する。 ・場所は札幌市産業振興センター会議室（札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号）とする。 ・出席者は3人以内とする。 ・事前に提出した申請書類のみ使用を認める。当日の追加資料の配布は認めない。 ・審査会に出席しない申請者の案件は不採択とする。 ・やむを得ない場合を除き、リモートでの出席は認めない。
④	<p>審査結果通知／令和8年7月15日（水）以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果は申請者に対し速やかに文書で通知する。 ・審査の過程については公表しない。

11 その他留意事項

- (1) 本申請に係る書類作成、提出及び審査会出席等にかかる一切の費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない。(軽微な訂正は除く)
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、不採択とする。
- (4) 財団が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 提案者は、本申請に必要な場合、提出書類等を財団が利用することを許諾することとする(書類の複製など)。

12 企画提案書等提出・問い合わせ先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター 1F
一般財団法人さっぽろ産業振興財団
プロジェクト推進部 クリエイティブ産業振興課 山田
電話：011-817-5711 Mail：info@screensapporo.jp